

「かごしま食と農の県民条例」改正骨子（案）

1 策定の趣旨【改正なし】

2 目的【改正なし】

- 食、農業及び農村に対する県民の理解の深化
- 環境と調和した農業の持続的な発展
- 活力あふれる心豊かな農村社会の建設
- 県民の健康で豊かな生活の向上

3 目標【改正なし】

- 食、農業及び農村の果たす役割について県民の理解の深化
- 県民に安全で安心な農畜産物の安定的な供給
- 農業の担い手及び農地、農業用水その他の農業資源の確保
- 地域の特性を生かした農畜産物の生産振興及び産地の育成、将来にわたる農業の持続的な展開
- 地域の特性に応じた豊かで住み良い生活環境及び農業の生産条件の整備
- 農業及び農村が果たしている多面的機能の十分な発揮

4 責務と役割【改正なし】

(1) 県の責務と役割

国、市町村、農業者、農業団体、食品関連事業者、消費者、教育機関等と連携し、総合的に施策を推進する。

(2) 農業者及び農業団体の責務と役割

他産業等との連携に努めるとともに、安全で安心な農畜産物の生産及び供給並びに快適で魅力ある農村づくりに向けて、自ら主体的に取り組む。

(3) 食品関連事業者の責務と役割

県内産農畜産物を利用した安全で安心な食品の供給を進め、食、農業及び農村の振興への協力に努める。

(4) 県民の役割

地産地消、都市と農村の交流活動への参加等を通じて、食、農業及び農村に関する理解を深めることに努める。

(5) 市町村への要請及び協力

ア 市町村に対し、食、農業及び農村の振興に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策に協力することを求める。

イ 市町村が実施する食、農業及び農村の振興に関する施策について、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うよう努める。

5 主要施策【一部改正】

(1) 県民の農業及び農村に対する理解促進に関する施策

ア 都市と農村の交流の促進

イ 農業に関する情報提供及び学習機会の充実等の推進

ウ 農業及び農村の果たす多面的機能及び農畜産物が持続的に供給されることの重要性についての理解の促進

(2) 食育及び地産地消の推進に関する施策

ア 学校教育，地域社会及び家庭の場において，望ましい食習慣，食の安全，地域の食文化等に係る情報の提供

イ 地産地消の促進

(3) 我が国の食料供給基地として食料安全保障の確立に資するよう，安全で安心な農畜産物の安定供給及び農業資材の確保に関する施策

ア 生産から加工，流通及び販売までの各段階における履歴を確認できる情報の提供の促進その他の安全で安心な農畜産物の安定供給

イ 家畜排せつ物の堆肥化や飼料の生産拡大等地域資源の活用等による農業資材の確保

(4) 環境への負荷の低減に関する施策（【新設】）

家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進，化学肥料及び農薬の低減化の促進，消費者への適切な情報の提供の推進

(5) 担い手の確保及び育成に関する施策

ア 新たに就農しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進

イ 経営意欲のある農業者の経営管理能力の向上その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件整備，家族農業経営の活性化及び農業経営の法人化の促進

ウ 女性の農業経営における役割の適正な評価及び農業経営に関連する活動においてその意欲と能力を充分発揮できる環境整備の推進

エ 高齢者がその有する技術及び能力に応じて，生きがいを持って農業に関する活動ができる環境整備の推進

オ 集落を基礎とした農業生産活動を共同して行う農業者の組織，委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進

- (6) 農業経営の支援を行う者の確保に関する施策（【新設】）
- ア 新たに就業しようとする者その他多様な人材の確保
- イ 農作業の受託，農作業を行う人材の派遣，農業経営に係る情報の分析及び助言その他の農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進
- (7) 農地の有効利用及び確保並びに基盤整備及び保全に関する施策
- ア 担い手に対する農地の利用の集積及び集約化，農地の適正かつ効率的な利用の促進
- イ 荒廃農地の発生防止及び解消等農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保
- ウ 環境との調和及び先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮しつつ，農業生産の基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として，農地の区画の拡大，水田の汎用化，農業用排水施設の機能の維持増進等の農業生産の基盤の整備及び保全
- (8) 生産振興，販売，流通等に関する施策
- ア 農畜産物に係る情報の的確な把握及びこれを生かした生産の拡大
- イ かがしまブランドの確立及び産地の育成
- ウ 南北600キロメートルの県土の広がりと温暖な気候等本県の特徴を生かした農畜産物の生産振興
- エ 加工原料用農畜産物の安定供給体制の確立，多様な需要に対応した個性ある加工食品の開発及び製造の促進並びに情報発信
- オ 県内産農畜産物及びその加工食品についてのイメージアップ，付加価値の向上，販路拡大及び流通の効率化
- カ 県内産農畜産物及びその加工食品の輸出の促進
- キ 観光産業及び外食産業との連携による県内産農畜産物等の利用促進
- (9) 生産性向上に関する施策
- ア 試験研究体制の整備，国，独立行政法人等の試験研究機関，大学，民間等との連携による家畜の改良増殖及び新品種の研究開発，環境への負荷の低減や気候の変動に対応した農業技術の開発等の推進及びその成果の普及
- イ 先端的な技術を活用した生産，加工又は流通の方式の導入促進
- ウ 普及活動の内容及び体制の充実強化

※赤字下線箇所が改正内容

エ 家畜の伝染性疾病及び植物に有害な動植物の発生の予防及びまん延の防止並びに防疫体制の充実強化

(10) 農業災害防止等に関する施策
農業災害の防止及び軽減，農業保険の加入及び被災農家の農業経営を支援する農業制度資金等の活用促進

(11) 農村振興に関する施策
ア 快適で魅力ある農村地域，中山間地域及び離島地域の生産基盤と生活環境の整備

イ 担い手及びそれ以外の多様な農業者や農村との関わりを持つ者による農地の保全に資する共同活動を促進し，地域の農業生産活動の継続，農業及び農村が果たしている多面的機能の発揮

ウ 障害者等がその有する能力に応じて農業に関する活動を行うことができる環境の整備

エ 鳥獣の農地への侵入の防止，捕獲した鳥獣の食品等としての利用の促進

6 基本方針の策定【改正なし】

(1) 食，農業及び農村の振興に関する主要な施策を総合的かつ計画的に推進するため，概ね10年間を期間とする基本方針を策定しなければならない。

(2) 基本方針は，食，農業及び農村の振興に関する主要な目標値及び実施する施策について定めるものとする。

(3) 基本方針を策定しようとするときは，あらかじめ，広く県民の意見を聴くとともに，県議会の議決を経るものとする。

(4) 基本方針を策定したときは，遅滞なくこれを公表するものとする。

7 施策の実施状況の報告等【改正なし】

(1) 毎年，県議会に食，農業及び農村の動向並びに食，農業及び農村の振興に関して実施した施策及びその成果に関する報告書を提出するとともに，これを公表しなければならない。

(2) 5年ごとに，食，農業及び農村の振興に関する主要な目標値の達成状況を公表するものとする。

8 財政上の措置【改正なし】

県は，食，農業及び農村の振興に関する施策を推進するため，必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。